

Counseling Room

家庭問題カウンセリングルーム

第151回

公益社団法人
家庭問題情報センター

はら ち え こ
原 千 枝 子

「パパに会ってみたい。でも……」

晴美（仮名）さんは、小学一年生の子どもを育てているシングルマザーです。離婚後、子どもは父親との交流がないままでしたが、最近になって子どもが「父親と会ってみたい」と言い出しました。

晴美さんは父親である元夫にメールを送ったものの返信がなく、今後について悩んでいます。

晴（晴美） 元夫とは、子どもが生後三か月のときに別居し、一歳になる前に離婚しました。子どもは父親の記憶は全くありません。

カ（カウンセラー） 離婚時の取り決めは？

晴 養育費と面会交流は取り決めました。養育費は、元夫が薄給でしたから、私の親から呆れられたほどの少額でした。面会は、月に一回と決めましたが、離婚後、元夫から会いたいと言われたことはありませんでした。

カ あなたからも連絡しなかったのですか？

晴 実は、離婚して一年後に元夫が昇進したという話を共通の友人から聞き、養育費の増額調停を申し立てたのです。結

局、増額が認められるほどの昇給ではなく、調停を取り下げましたが、元夫は、調停を申し立てたことに激昂していました。

カ それから没交渉になったわけですか？

晴 はい。私も養育費さえ送ってもらえればよいという気持ちでいました。それが、年の暮れに子どもが「パパに年賀状を送ってみたい」と言い出したのです。そこで元夫に子どもが交流を希望しているというメールを送ったのですが、返信がありませんでした。結局、年賀状は書かずじまいで、子どもからも何も言われなかったのですそのままにしています。

ところが二年生になって「パパってどんな人？」とか「僕と似てるかな？」な

どと言い出したのです。それで再度メールを試みましたが、返信がありませんでした。友人に聞いてみたところ、元夫は、再婚して子どもも生まれたとかで、今後どうしたらよいかと悩んでいます。

カ お子さんの気持ちを考えるとやるせないですね。

晴 はい。父親に会ってみたいという子どもの気持ちをかなえてあげたいと思います。

カ そうですよ。元夫さんがメールを返信してくれないことについては、どう思われますか？

晴 私に対する恨みかな？と思います。元夫はプライドが高い人ですから、離婚は人生の失敗で、私のせいだと思っている

と思うのです。

カ あなたと関わることを拒否しているのでしょうか？

晴 おそらくそうでしょうね。また養育費の増額について言われるのではと思っ
ているのかもしれませんが。

カ メールには、養育費のことは関係ない
と書かれたのですか？

晴 はい。でも以前のことを根に持っている
のかもしれませんが。

カ そういうお相手だから悩んでいる？
そうですね。頑固な人だし、会っても
子どもを傷付けることを言ったりする
のではないかと考えてしまいます。

カ 難しいところですね。メール以外の手
段は考えられましたか？

晴 共通の友人にも頼んでみたのですが
「間に入ることはできない」と言われて
しまいました。もう、家裁の調停を利用
するしか方法がないとも思っています。

カ でも躊躇しているということですか？
晴 はい。でも他に方法はありませ
んし……。

カ 調停は、あなたの気持ちを中立的な第
三者から伝えてもらう機会でもありま
す。子ども自身が会いたがっているこ
と、養育費の増額請求など、ほかの目的
は全くないことなどをきちんと伝えて
もらって、子どもとの交流を検討して
もらうことができるのかもしれませんが。

だ、相手が再婚されているということか
らすると、かなり警戒される可能性はあ
りますね。

晴 はい。調停に出席してもらえないかも
しれません。でも、何等かの形で子ども
の気持ちを伝えることや、他の目的がな
いことなどを伝えてもらえればよいか
なとも思っています。

カ 離婚してかなり年数も経っているの
に、当時の感情的なものが残っていると
すると、お子さんの期待どおりにならな
い可能性も高いかもしれません。その場
合、お子さんが父親から捨てられたとい
う感情を抱かないようにしてあげる必
要がありますね。父親を恨んで成長して
いくことは、健全な発達に好ましいこと
ではありません。晴美さんにとってはお
辛いことですが、きちんとフォローして
あげる覚悟が必要でしょう。フォローの
方法は、具体的にいくつか考えておくと
よいですね。

晴 わかりました。頑張ってみます。

国連は、一九八九年に「児童の権利に
関する条約」を採択し、日本も一九九四
年に批准しています。条約の第九条三項
には、「締約国は、児童の最善の利益に
反する場合を除くほか、父母の一方又は
双方から分離されている児童が定期的
に父母のいずれとも人的な関係及び直

接の接触を維持する権利を尊重する」と
明記されています。別居又は離婚等で父
母の一方と離れて暮らす子どもは、離れ
ているもう一方の親と交流する権利が
あるということを意味するといつてよ
いでしょう。

しかし、子どもがその権利を行使する
ことは難しく、これは、社会全体で考え
ていかなければならない問題の一つと
いえましよう。特に晴美さんのお子さん
のように、離婚後、父親との交流が全く
ないまま数年が経過している場合、交流
の開始にはかなり高いハードルがある
と言って過言ではありません。離婚時の
感情が解決されないまま残っていると、
夫婦の問題と親子の交流を切り離して
考えるのは難しいでしょう。さらに、再
婚など離婚後の状況に大きな変化があ
れば、なおさらです。

一方、子どもが成長していくにつれ
て、自分のルーツを確認したくなるのは
自然なことです。虐待など、明らかに子
どもの福祉にかなわない場合を除いて、
離れて暮らす親子の交流は、子どもの健
全な成長にとって
重要です。制度的な
改善も含めて、社会
に広く浸透させて
いく必要性を痛感
したご相談でした。

